

# 学生協ニュース

No. 13 - (1)

東北大学学生生活協議会広報委員会

## 電気料問題が解決しました

— 国立大学最後の負担区分是正 —

### 有朋寮及び日就寮の「入寮募集停止」解除が決定されました

有朋寮及び日就寮の入寮募集は、大学の決定に基づいて平成 11 年 2 月 1 日の副総長からの通知によって停止されておりました。学生生活協議会(学生協)では、昨年 12 月に大学が提示していた「入寮募集停止」解除の条件に対する学生寮自治会連合(寮連)及び有朋・日就2寮からの第 4 次回答(2 月 18 日付)を評価し、直ちに臨時の学生協を 2 月 19 日(土)に開催して審議を行いました。その結果、有朋・日就2寮の「入寮募集停止」は解除されることになり、2 月 20 日(日)に臨時評議会が開催され、承認されました。回答の内容は、添付《学生協ニュース No.13-(2)》の比較表に示してあります。

### 36年来の問題が解決しました

これにより、平成 10 年4月の電気料負担区分是正に反対する寮生の不法な行動に関わる異常な状況は終わったこととなります。「私生活経費自己負担原則」の文部省通達(昭和 39 年 2 月 18 日付け)があり、その後、昭和 47 年、昭和 54 年、平成 9 年と会計検査院から 3 度の指摘を受け、今回、大学が永年にわたって行ってきた学寮経費負担の是正に対する努力が実り、本学の全学寮における公平な負担区分の適用が確約されました。

### 不法な入寮状態は終了しました

寮連と2寮からの回答では、「大学の決定に違反して入寮」させた1年生を退寮させたことが記され、「入寮募集停止に違反して募集活動」を行ったことへの謝罪が表明されました。再び不法な行為が繰り返されることは許されません。

### 「入寮募集停止」解除後の措置について

学生協ニュース No.12 でお知らせしましたように、入寮募集再開後の措置は既に決定しています。

1. 不法入寮者については、2寮への入寮を一時的に禁止する。
2. 再び不払い、その他著しい不法行為等があった場合は直ちに入寮募集を停止する。

このうち不法入寮者の入寮禁止はすでに告示と 2 寮の委員長への通知で措置されました。2寮の不法入寮者は、大学の許可を得ずに寄宿舎に滞留したものであり、国有財産の不法使用が問われることは明かです。ただし、この措置は2寮への一時入寮禁止を求めているだけであり、他の寮へ入ることは当該寮が認める限り問題ありません。

### 「寮生共闘」等の暴力事件は未解決です

今回の回答において、寮連及び2寮は「電気料問題に関連して行った暴力的行為、拘束行為について謝罪し、今後このような行為を行わない」ことを表明したことは評価できます。また、寮連は、総長室乱入や法学部教授会乱入(「寮生共闘」と名乗る)など覆面の者たちの暴力的な行動については、「彼らとは一切無関係である」と表明して関与を否定し、「事実関係を把握していないし、容認しない」としています。しかしながら、個人的関与については否定も肯定もしていません。未だ解決していないことを認識し、今後はこのような不法行為を行う者は、学外者であるとみなして毅然とした対応をすべきものと考えます。

### 「未来志向の新学寮構想」の実現に向けて

今後は、真に学ぶ者にふさわしい学寮が運営され、平成 12 年度の新入生にとって安心して大学生活を送ることのできる寮となることを、寮連を構成する全ての学寮の諸君に期待します。

また、長期的視野をもった「未来志向の新学寮構想」の実現に向けて、東北大学教職員及び学生の皆様の更なるご理解とご協力をお願い致します。

# 大学の「解除の条件」と寮連等からの回答書比較表

学生協ニュース No. 13-②

前提条件 以下のことについて、文書で回答すること。なお、これについて公開します。

入寮募集再開後の措置 1. 不法入寮者については、2寮への入寮を一時的に禁止する。

2. 再び不払い、その他著しい不法行為等があった場合は、直ちに入寮募集を停止する。

大学の「解除の条件」	寮連の回答文	有朋寮・日就寮の回答文
<p>1. 大学の規程に基づく電気料を今後も支払うという確約書を提出すること。</p>	<p>日就寮・有朋寮の2寮は、今後も大学の規程に基づいて算出される電気料全額を支払う意向である。東北大学学生寮自治会連合としても、2寮のこの方針に関して異議がないことを確認する。</p>	<p>有朋寮: 有朋寮は、今後も大学の規程に基づいて請求される電気料全額を支払う。 日就寮: 大学の規程に基づいて算出される電気料を今後とも継続して支払うことを確約する。</p>
<p>2-(1) 不法入寮者の退去と大学によるその確認 ①不法入寮者が2寮から退去し、不法入寮者から転居届けを住民票等を添付して提出すること。 ②不法入寮者氏名及び入居期間一覧を提出すること。</p>		<p>有朋寮: 99年度に大学の決定に違反して有朋寮に入寮した者は、既に寮から退去している。なお、転居届け(住民票等を添付)については各個人から学部の方へ提出済みである。また「入寮者氏名および入居期間一覧」と題した文書についても既に提出済みである。 日就寮: 退去確認 名簿提出</p>
<p>2-(2) 入寮募集停止の大学の決定に従わず「自主募集」した責任を表明すること。</p>	<p>日就寮・有朋寮の99年度の入寮募集活動は、大学側が2寮の電気料不払いを理由とする「入寮募集停止」の措置を講じる中で行われ、寮連もこれを支援した。我々としては、入寮を希望する学生の入寮の機会を損ねるべきではなかったと考えている。問題を早期に解決することができず、その結果、入寮希望者の入寮の機会を損ねてしまったことについて反省している。大学側の「入寮募集停止」の決定に違反した入寮募集活動を支援したことを認め、謝罪する。</p>	<p>有朋寮: 大学側が電気料不払いを理由とする「入寮募集停止」の措置を講じる中で有朋寮は99年度の入寮募集活動を行った。我々としては、入寮を希望する学生の入寮の機会を損ねるべきではなかったと考えている。問題を早期に解決する事が出来ず、その結果、入寮希望者の入寮の機会を損ねてしまったことについて反省している。大学側の「入寮募集停止」の決定に違反して入寮募集活動を行った事を認め謝罪する。 日就寮: 99年度の入寮募集に関して、寮生と大学の意見が食い違っていたことで99年度新入生に迷惑をかけてしまったことについて反省している。また、大学の「入寮募集停止」の決定に反して入寮募集活動を行なったことを認め、謝罪する。</p>
<p>3. 電気料は正や不法入寮問題での主張を通すために暴力的行為を行ったことに対して、謝罪及び見解を出すこと。 ①学寮専委員長や事務官の長時間にわたる拘束等や国有財産への損壊等の不法行為等への謝罪 ②総長室乱入及び法学部教授会乱入事件等の暴力行為等への見解の表明</p>	<p>電気料問題に関連して寮連が主催した行動の中で、学寮専委員長や事務官に対する拘束等の暴力的行為があったことについて、これを認め謝罪する。また、同様に電気料問題に関連して寮連が主催した行動の中で、器物破損に至る行為等が行動参加者によってなされたことについても、これを認め謝罪する。今後は同様の行為を行わない。 寮連と寮生共闘は一切無関係である。学長室乱入及び法学部教授会乱入事件について、寮連はこれらの行動には関与していない。これらの行動が大学側の主張するとおりであるならば、寮連としてこれらの行動を容認しない。 また、これらの行動が大学側の主張するとおり、電気料問題や「入寮募集停止」問題に関連して行われたものであるならば、寮連としてこれらの行動を制止することができなかったこと、現在までこれらの行動に関する事実関係を把握できなかったことを謝罪する。</p>	<p>有朋寮: 学寮専門委員長、事務官の長時間にわたる拘束等や国有財産への損壊等について、有朋寮としてそのような暴力的な行動を容認しない。 有朋寮と寮生共闘は一切無関係である。学長室乱入及び法学部教授会乱入事件について、有朋寮はこれらの行動には関与していない。これらの行動が大学側の主張するとおりであるならば、有朋寮として、そのような暴力的な行動を容認しない。 日就寮: 日就寮主催として電気料問題の中で行なったさまざまな抗議行動が、個人の吊るし上げになってしまっていたことを認め、謝罪する。 具体的には、寄宿料受領行動の際の学務部事務官拘束、99年11月9日における当時の学寮専委員長中川氏に対する拘束等について謝罪する。 日就寮主催抗議行動において器物破損等があったならば、その場の統括が取りきれなかったこと、その損壊両方について謝罪する。今後は暴力的行為等は行なわない。 日就寮と「寮生共闘」は一切無関係である。また日就寮として、このような行動は容認しない。</p>